

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	65	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	65)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

医療関係従事者に係る届出制度の統一化及び届出システムの構築

提案団体

埼玉県、山形県、福島県、栃木県、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療関係従事者届及び離職時届出制度「とどけるん」を統合・廃止し、免許番号に基づき、免許取得時・就職時・離転職時・転居時に国への届出を行う実効性のある制度及びシステムを構築すること。

【備考】

マイナポータルと連携する場合は、転出入届などに併せて自動で情報が更新されるように構築することで届出対象者の負担がより軽減できると考える。

なお、現行制度の整理・統合などの検討をしないまま、ただ制度やシステムの追加などを行うことは避けていただきたい。

※准看護師は都道府県資格であるため、各都道府県及び関西広域連合にシステム管理権限を一定程度付与するものとする。

※同じく医療関係従事者届にて届出義務がある歯科衛生士・歯科技工士も同様に取り扱うこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

現在、看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)が行う届出は以下の2つがあり、看護人材の状況を把握する手段としては、両制度のみである。

・医療関係従事者届…隔年12月末日時点で就業中の方が就業地を所管する各都道府県知事に届出を行う制度

・離職時届出制度…離転職時に各都道府県ナースセンターに届出を行う制度、通称「とどけるん」

【課題】

①全国及び各自治体における正確な看護人材の把握が困難

医療関係従事者届については、以下の課題がある。

・隔年実施であり、タイムリーな変化を把握できない

・未就業者は届出対象外のため、状況が分からない

「とどけるん」については、以下の課題がある。

・努力義務であり、確実な届出が担保されていない。

そのため、看護職員確保施策立案に必要な潜在看護職員数などの情報を把握できない。

②届出対象者に二重に手続負担が発生

医療関係従事者届については、同じ事業所で継続勤務する場合、隔年でほぼ同一の情報を届出る制度設計であり、「ワンスオンリー」に即していない。

加えて、両届出は、免許情報など届出内容が共通している箇所が多く、「看護人材の把握」という同一の趣旨があることも鑑みると「コネクテッド・ワンストップ」に即していない。

③国オンラインシステムに起因する業務負担の発生

医療関係従事者届出システムは、法的拘束力のない就業先施設がアカウントを作成し、取りまとめないと届出ができないほか、複雑な操作手順を要する仕様となっている。

そのため、システムに関する問合せが殺到し、他業務に支障が生じた。さらに紙での届出を急遽追加する事態となり、紙での届出をシステムでの届出と統合するなどの作業負担がかかる結果となった。

【補足情報】

・同提案制度において令和3年度に「医療関係従事者届のオンライン化」を要望・実現されたが上述の状況から自治体や届出側の業務負担は却って増加している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【看護人材の把握に関する要望・支障事例】

・県医師会や看護協会が参加する看護職員確保委員会にて、看護人材が把握できない現状は課題分析に差し障る旨の意見を聴取

・県ナースセンター運営委員会においても、同様の意見を聴取

【医療関係従事者届出システムに関する支障事例】

「具体的な支障事例」に記載した、システムに関する苦情・改善の要望が殺到した。

なお、問合せフォームについても回答がないとの苦情を多数受けたほか、国コールセンターも問合せが殺到しているのか全くつながらないという苦情も多数受けた。

※各保健所からも同様の情報を聴取。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減され、医療機関などの就業施設は、届出の取りまとめの手間が不要となる。

また、行政としても看護人材に関する最新の情報を確認できるようになるほか、集計・報告作業を担っていた保健所・都道府県担当課の業務負担が不要となる。

根拠法令等

【法令】

①医療関係従事者届

・保健師助産師看護師法第 33 条及び第 45 条

・歯科衛生士法第6条第3項及び第 20 条

・歯科技工士法第6条第3項及び第 32 条

②離職時届出制度（とどけるん）

・看護師等の人材確保の促進に関する法律第 16 条の3

【関連情報など】

医療従事者届システム（厚労省オンラインシステム）

・ホーム画面：<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

・マニュアル：<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/download.html>

平成 17 年実施 第3回「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」:

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/05/s0527-14a.html>

※本会で「従来、求めていなかった者に対し、罰則をかけてまで届出の義務を課すことは、国民に過大な負担をかけることにならないか」との意見があるが、同様の届出である3師調査（医師・歯科医師・薬剤師の届出）では未就業の場合も届出義務があり、同じ医療職種であり、届出内容もほぼ同じであることから、例えば同様の取扱いとすることなどについて検討する余地があると考える。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、鹿児島市

○看護師や保健師等の業務従事者届は、保健師助産師看護師法第 33 条及び保健師助産師看護師法施行規

則第 33 条第2項に基づく、義務化された届出制度であるが、届出制度が不明瞭であることやその周知不足により、届出をしていない者が発生している。現状の運用では、人材の正確な把握ができず、また届出義務者にも不必要的な負担が発生している。

各府省からの第 1 次回答

医療従事者届出システムなど各種システムについて、まずは現状の枠組みの中でより効果的に活用していく事が重要であり、医療従事者届出システムについては、令和4年度の届出においていただいたご意見も踏まえ、令和6年度の届出に向け、操作性の改善及び集計機能の充実などについての改修を行っているところ。また、免許取得時・就職時・離転職時・転居時に届出を義務化することについては、都度届出をすることに対して申請者の負担が増加することが見込まれるため、その必要性について、関係者の意見も踏まえながら、とどけるんの統合・廃止も含め検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

免許取得時・就職時・離転職時・転居時に届出を義務化する必要性について、「とどけるん」の統合・廃止を含め検討いただけることに、感謝申し上げます。
検討の進捗や経緯などについては、随時各都道府県に周知し、意見を求めることをお願いしたい。
また、「申請者の負担が増加することが見込まれる」とあるが、現行制度では免許取得時に申請が必要であるほか、「とどけるん」において離転職時・再就職時の届出が努力義務化されており、今回当方が求める措置の負担と既にほぼ同様の水準となっている。むしろ本提案が実現することで、定期的な届出が不要になることから、負担は軽減することが見込まれる。
そのため、国において現行における手続の負担と比してどのように負担が増加すると見込まれるのか、また、国が掲げている行政手続オンライン化の3原則であるワンスオンリーの原則、コネクテッド・ワンストップの原則にどう対応していく御予定なのかを具体的かつ定量的にお示しいただきたい。
また、現行の制度では正確な看護人材の把握が困難であることにより看護職員確保施策の立案に必要な潜在看護職員などの情報が把握できないといった行政課題があるが、本提案が実現することで正確な看護人材の把握につながると考える。申請者、就業施設及び行政の負担を軽減しながら正確な看護人材の把握が実現するよう具体的な検討を進めていただきたい。
医療関係従事者届システムの部分的な改修については、各都道府県職員や病院関係者にテストプレイの機会を設けるなど届出を取り扱う現場において利用上の支障がないか確認・修正した上でリリースいただくようお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

医療従事者届出システムについては、ユーザーインターフェースの改善やコールセンターの強化等により、令和6年度の届出に向けた対応を図る。
また、潜在看護職の把握については、国としてもその必要性を十分に認識しており、まずは現行の離職時の届出制度の実態について把握に努めるとともに、関係者の意見も踏まえながら、当該制度のあり方やシステムの統廃合も含め検討してまいりたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】

(17)保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、歯科衛生士法(昭 23 法 204)、歯科技工士法(昭 30 法 168)及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平 4 法 86)

保健師助産師看護師法 33 条、歯科衛生士法6条3項及び歯科技工士法6条3項に基づく届出(以下この事項において「業務従事者届」という。)並びに看護師等の人材確保の促進に関する法律 16 条の3第1項及び第2項に基づく届出(以下この事項において「離職時等届出」という。))については、以下のとおりとする。

- ・業務従事者届に係るシステムについては、地方公共団体の負担を軽減するため、令和6年度中に、当該システムのユーザーインターフェースを改善するとともに、当該システムの利用に係る相談体制を強化する。

- ・離職時等届出については、看護師等への実態調査を令和6年度中に行った上で、都道府県が潜在的な看護人材の状況をより把握することができるよう、業務従事者届及び離職時等届出に係るシステムの統合も含めて届出の方法等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。